



目次

告示	ページ
生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 ( " )	1
道路の区域変更 (3件) (道路課)	1
道路の供用開始 (4件) ( " )	1
公告	
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
平成20年度登録販売者試験の実施 (医療業務課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (5・21揭示)	3
その他	
平成20年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (住宅課)	3
-----	
告 示	
-----	

高知県告示第389号  
生活保護法(昭和25年法律144号)第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。  
平成20年6月6日

高知県知事 尾崎 正直  
医療機関の名称 所在地 指定年月日  
西森医院 高岡郡佐川町中組49-4 平20・2・24  
高知県告示第390号

生活保護法(昭和25年法律144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成20年6月6日

高知県知事 尾崎 正直  
医療機関の名称 所在地 指定年月日  
ヤ・シィ クリ 香南市香我美町岸本800-1 平20・4・1  
ニック  
西森医院 高岡郡佐川町中組49-4 " " "  
四国調剤薬局 南国市久礼田101-13 " " "  
れだ店  
高知調剤薬局 土佐郡土佐町田井1489-1 " " "  
井店  
高知県告示第391号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年6月6日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 国道
  - 2 路線名 197号
  - 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町新土居字渡り上254番1から	前	17.0 22.0	74
	後	25.0 30.0	

高知県告示第392号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年6月6日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 県道
  - 2 路線名 後免中島高知
  - 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	--------	--------------	------------

高知市布師田字福井224番1地先から高知市布師田字中芝336番1地先まで	前	A	4.0 10.5	390
		B	5.0 10.5	
	C	4.0 10.5	410	
	後		5.0 10.5	390

高知県告示第393号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成20年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年6月6日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 県道
  - 2 路線名 庄田伊野
  - 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村下分字大影5863番から高岡郡日高村下分字大影5859番1まで	前	4.0 7.3	71
	後	9.8 17.0	

高知県告示第394号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成20年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町新土居字渡り 上254番1から 高岡郡津野町新土居字瀧山 251番1まで	74	平成20年6月6日

高知県告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市布師田字福井224番 1地先から 高知市布師田字中芝336番 1地先まで	390	平成20年6月6日

高知県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日

高岡郡四万十町南川口字元ノ谷229番1から 高岡郡四万十町南川口字本谷793番4まで	189	平成20年6月6日
---	-----	-----------

高知県告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年6月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町下名野川字アセボラキ1164番1から 吾川郡仁淀川町下名野川字ヲラピラミ1182番1まで	30	平成20年6月6日

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年5月27日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。  
平成20年5月27日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成20年5月	特定非 営利活	門田 勝 之	南国市 岡豊町	この法人は、南国市を 中心とした地域住民に

27日	動法人 NPO 南国	中 島 999番 地3	対し、社会貢献活動の 専門家集団として、文 化の振興と地域の福 祉、安全に関する事業 を行い、もって公益の 増進に寄与することを 目的とする。
-----	------------------	-------------------	---

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成20年度登録販売者試験を次のとおり行う。

平成20年6月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時  
平成20年10月25日(土)午前10時30分から午後3時40分まで
- 試験の場所  
高知市永国寺町5番15号 高知県立高知女子大学永国寺キャンパス
- 試験手数料  
15,000円(高知県収入証紙を受験申請書にはり付けること。)
- 受験申請書の提出期間  
平成20年7月22日(火)から同年8月1日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によることとし、平成20年8月1日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験申請書の提出先  
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知県健康福祉部医療薬務課  
(2) 県外に居住する者は、高知県健康福祉部医療薬務課
- 合格者の発表  
平成20年12月2日(火)午後1時30分に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、合否を通知する。  
また、高知県健康福祉部医療薬務課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- その他  
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康福祉部医療薬務課(電話番号088-823-9682)に問い合わせること。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第33号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年5月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

## 3 身体障害者支援施設の表中

「

身体障害者療護施設安芸療護園	安芸市赤野甲564番地
----------------	-------------

」

を

「

高知ハビリテーリングセンター	高知市春野町内ノ谷1番地1
身体障害者療護施設安芸療護園	安芸市赤野甲564番地

」

に改める。

-----  
そ の 他  
-----

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成20年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成20年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望月 薫雄

## 1 試験の日時

平成20年10月19日(日)午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第10条の5第6号の登録講習修了者をいい、以下「登録講習修了者」という。)にあっては、午後1時10分から午後3時までとする。

## 2 試験の場所

受験申込みの受付の際、指定する。

## 3 試験の内容

## (1) 内容

おおむね次の事項について行う。ただし、登録講習修了者にあつては、ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

## (2) 出題法令

平成20年4月1日現在施行されている法令

## 4 試験の方法及び出題数

## (1) 方法

四肢択一式の筆記試験による。

## (2) 出題数

50問。ただし、登録講習修了者にあつては、45問とする。

## 5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

## 6 受験申込み

- (1) インターネットによる申込み
- ア 試験案内の掲載
- (ア) 掲載期間  
平成20年7月1日(火)から同月15日(火)まで
- (イ) 掲載場所  
財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ  
(<http://www.retio.or.jp>)
- イ 申込期間  
平成20年7月1日午前9時30分から同月15日午後9時59分まで
- ウ 申込方法
- (ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ  
(<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者にとっては、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験の実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。
- (イ) 写真ファイル(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のもので、J P E G形式のもの)を添付する。
- エ 受験手数料  
7,000円  
財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより、又はコンビニエンスストアにおいて納入すること(事務手数料は、本人の負担とする。)
- (2) 郵送による申込み
- ア 試験案内及び受験申込書の配布
- (ア) 配布期間  
平成20年7月1日から同月31日(木)まで。ただし、高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー以外については、日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。
- (イ) 配布場所  
高知市上町一丁目9-1 社団法人高知県宅地建物取引業協会  
高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー  
県内各土木事務所総務課  
県内市町村役場
- イ 申込期間  
平成20年7月1日から同月31日付けの消印のあるもので受け付ける。
- ウ 提出書類
- (ア) 受験申込書(受験手数料を納入済みであることを証明する振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)

- (イ) 写真1枚(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)
- (ウ) 登録講習修了者にとっては、(ア)及び(イ)に加えて、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験の実施日前3年以内のもの)
- エ 受験手数料  
7,000円  
受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行(郵便局)又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込むこと(払込手数料は、本人の負担とする。)
- オ 郵送先及び郵送方法  
高知市上町一丁目9-1 社団法人高知県宅地建物取引業協会あて、配達記録郵便で申し込むこと。
- 7 合格発表
- (1) 発表の期日  
平成20年12月3日(水)
- (2) 発表の方法  
高知県庁本庁舎1階玄関ホール及び社団法人高知県宅地建物取引業協会に合格者の氏名を掲示するとともに、本人に合格証書を送付する。
- 8 試験に関する問い合わせ先  
高知市上町一丁目9-1 社団法人高知県宅地建物取引業協会  
電話番号088-823-2001